

<委任者（依頼する方）がすべて記入して下さい。>

委任状

令和 年 月 日

1. 代理人（役所に来られる方）※身分証をお持ちください。

住所	
氏名	

この項目も委任者(依頼する方)が記入して下さい。

2. 必要とする証明書に☑チェック・該当するものに○してください。

<input type="checkbox"/>	所得証明書・課税証明書
<input type="checkbox"/>	納税証明書
<input type="checkbox"/>	所有者が那覇市に持っている土地家屋の【全部・一部】が記載された資産証明書（評価証明書・物件証明書・公課証明書・無資産証明書） ※資産証明書（一部）の交付申請及び受領を委任する場合、 <u>代理人にて申請書に物件（土地・建物）の登記簿上の地番の記入が必要になります。</u>
<input type="checkbox"/>	その他の税務証明書 （扶養証明書・個人用営業証明書・市県民税申告書の写し・給与支払報告書の写し）
<input type="checkbox"/>	その他（ <input type="text"/> ）

※営業証明書・市県民税申告書及び給与支払報告書の写し、法人用の納税証明書、地上権、競売等申立用の資産証明書は本庁市民税課のみで発行になります。

3. 委任者（依頼する方）

上記代理人に、私の上記市税に関する証明書等の交付申請及び受領を委任します。

現住所		
那覇市転出直後の住所	※「那覇市転出直後の住所」と「現住所」が異なる場合のみ記入。（転出した場合、証明書の住所欄に転出直後の住所が記載されるため。）	
証明年度の1月1日の住所 （※所得証明が必要な方のみ記入）	（例：令和5年度の所得証明が必要な場合、令和5年1月1日の住所） 那覇市	
氏名	（法人の場合は法人名入りの実印または法人名入りの認印を押印） Ⓜ	生年月日
		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
連絡先	（ ） —	

注意（※必ずお読み下さい）

- *内容に不備があると、手続きをお断りする場合がありますのでご不明な点は市民税課までお問い合わせください。
- *資産証明書（一部）の交付申請及び受領を委任する場合、代理人にて申請書に物件（土地・建物）の登記簿上の地番の記入が必要になります。
- *上記以外の固定資産に係る証明書（名寄帳の写し等）につきましては専用の委任状がございますのでそちらをご利用ください。
- *委任者（頼む方）に内容の確認をさせていただく場合もあります（住所履歴等）。

<委任者（依頼する方）がすべて記入して下さい。>

記入例

委任状

令和 年 月 日

4. 代理人（役所に来られる方）※身分証をお持ちください。

住所	那覇市泉崎1丁目1番1号
氏名	那覇 花子

この項目も委任者(依頼する方)が記入して下さい。

5. 必要とする証明書に☑チェック・該当するものに○してください。

<input type="checkbox"/>	所得証明書・課税証明書
<input type="checkbox"/>	納税証明書
<input type="checkbox"/>	所有者が那覇市に持っている土地家屋の【全部・一部】が記載された資産証明書（評価証明書・物件証明書・公課証明書・無資産証明書） ※資産証明書（一部）の交付申請及び受領を委任する場合、代理人にて申請書に物件（土地・建物）の登記簿上の地番の記入が必要になります。
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の税務証明書 (扶養証明書 個人用営業証明書・市県民税申告書の写し・給与支払報告書の写し)
<input type="checkbox"/>	その他 ()

※営業証明書・市県民税申告書及び給与支払報告書の写し、法人用の納税証明書、地上権、競売等申立用の資産証明書は本庁市民税課のみで発行になります。

6. 委任者（依頼する方）

上記代理人に、私の上記市税に関する証明書等の交付申請及び受領を委任します。

現住所	東京都〇〇区△△ ××マンション1001	
那覇市転出直後の住所	※「那覇市転出直後の住所」と「現住所」が異なる場合のみ記入。（転出した場合、証明書の住所欄に転出直後の住所が記載されるため。） 〇〇県〇〇市△△ ××マンションA 101	
証明年度の1月1日の住所 (※所得証明が必要な方のみ記入)	(例:令和5年度の所得証明が必要な場合、令和5年1月1日の住所) 那覇市泉崎1丁目1番1号	
氏名	(法人の場合は法人名入りの実印または法人名入りの認印を押印)	生年月日
	那覇 太郎	明治・大正・昭和・平成 〇〇年 △月 ×日
連絡先	(090) 〇〇〇〇 - ××××	

注意（※必ずお読み下さい）

- *内容に不備があると、手続きをお断りする場合がありますのでご不明な点は市民税課までお問い合わせください。
- *資産証明書（一部）の交付申請及び受領を委任する場合、代理人にて申請書に物件（土地・建物）の登記簿上の地番の記入が必要になります。
- *上記以外の固定資産に係る証明書（名寄帳の写し等）につきましては専用の委任状がございますのでそちらをご利用ください。
- *委任者（頼む方）に内容の確認をさせていただく場合もあります（住所履歴等）。